

許認可等の内容	臨時休業等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第4条第3項		
担当課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成12年4月1日
審査基準 臨時休業等の承認は、出荷者及び消費者の利益を確保するため、特に必要があるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力及び消費者の食習慣、購買等を十分考慮して判断するものとする。 <div style="text-align: right;">変更日 令和2年6月21日</div>			

許認可等の内容	せり人の登録		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第8条第3項		
担当課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 せり人の登録は、条例施行規則第10条の3各号に定める者に該当するかどうかについて審査し、決定する。 第4号の「せりを行うのに必要な経験及び能力を有しない者」とは、具体的には、次に掲げる基準に該当しない者とする。 1 登録申請時において満20歳以上の者であること。 2 青果物、水産物又は花きの卸売業務についての経験年数が2年以上で、かつ、当該物品の取引について、評価の経験があると認められる者であること。 3 卸売業者の推薦した者であること。 <div style="text-align: right;"> 変更日 令和2年6月21日 変更日 令和3年2月9日 </div>			

許認可等の内容	買受人以外の者に対する卸売の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 25 条第 1 項第 1 号		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>買受人以外の者に対する卸売の許可は、条例第 25 条第 1 項第 1 号アからウまでのいずれかに該当する場合に買受人の買受けを不当に制限することとならないかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>1 第 1 号ア関係 入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合であるかどうかの判断は、市場における適正入荷量等を明確にし、これに照らして行うものとし、また、品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合であるかどうかについては、あらかじめ需要が一般的でないことを認めるものに対して行うものとする。</p> <p>2 第 1 号イ関係 残品であるかどうかの判断が恣意になされ、結果的に買受人の買受けを実質的に制限することとならないように十分に配慮するものとする。</p> <p>3 第 1 号ウ関係 域外転送は、市場における価格形成に悪影響を与えるおそれがあることが多いので、従来転送の相手方であった者で市場への売買参加が可能なものについては、売買参加者としてその市場への参加をすすめ、一般市場取引に参加させるよう努めるものとする。</p>			
変更日 平成 17 年 10 月 1 日			

許認可等の内容	買受人以外の者に対する卸売の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 25 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イ		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 17 年 10 月 1 日
審査基準			
<p>買受人以外の者に対する卸売の承認は、当該卸売が条例第 25 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに該当する場合に当該卸売が取引の秩序を乱すおそれがないかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>1 第 2 号イ関係 他の市場の卸売業者に対し卸売業務を行うことにより本市場の取引の秩序を乱すおそれがある場合であるかどうかの判断は、当該取引に係る卸売数量が一般的な取引で扱われる卸売数量と比較して特別に多量であるかどうかを照らして行うものとする。</p> <p>2 第 3 号イ関係 食品製造業者等に対し卸売業務を行うことにより取引の秩序を乱すおそれがある場合であるかどうかの判断は、当該取引に係る卸売数量が一般的な取引で扱われる卸売数量と比較して特別に多量であるかどうかを照らして行うものとする。</p>			

許認可等の内容	買受人以外の者に対する卸売の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 25 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「買受人以外の者に対する卸売の承認」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	市場外の場所の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 27 条第 1 項第 1 号		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 市場外の場所の指定は、次に掲げる場合に行う。 市長が、鳥取市公設地方卸売市場に係る開設区域内における交通事情、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所の存在の状況等から、当該開設区域内における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。 <div style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</div>			

許認可等の内容	市場外にある物品の卸売の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 27 条第 1 項第 2 号		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日
審 査 基 準 市場外にある物品の卸売の承認は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 条例施行規則第 26 条で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であること。 2 品目ごとの情報内容が価格形成上十分であること。 3 市場における売買参加者の全てが取引に参加することが可能であり、参加者に公表された情報に基づき取引を行うシステムであること。 4 物品の引渡方法が、取引において確実に定められていること。 <div style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</div>			

許認可等の内容	市場外にある物品の卸売の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 27 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「市場外にある物品の卸売の承認」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	受託契約約款の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 30 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>受託契約約款の承認は、条例第 30 条第 2 項各号に掲げる事項について審査し、決定する。具体的には、次に掲げるところによる。</p> <p>「中央卸売市場における業務運営について（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 7 4 6 号農林水産省通知）」の第 4 - 8 による。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

許認可等の内容	受託契約約款の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 30 条第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>「受託契約約款の承認」の審査基準を準用する。</p>			

許認可等の内容	受託物品の異状の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 31 条第 1 項又は第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	3 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>受託物品の異状の確認は、条例施行規則第 34 条第 1 項に規定する申請があった場合に、市長の指定する職員が行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当する場合に、異常を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認める場合 2 表示された量目と内容量が著しく相違している場合 3 委託者の故意又は過失により等級と現品の内容が著しく相違している場合 <p style="text-align: right;">変更日 平成 17 年 10 月 1 日 変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

許認可等の内容	売買仕切金の前渡し等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 41 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>売買仕切金の前渡し等の行為の承認は、条例第 41 条第 3 項の規定により、当該行為が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「財務の健全性を損なうおそれ」とは、卸売業者がその業務を執行するのに必要な資力信用を有しなくなるおそれがある場合とする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

許認可等の内容	卸売業者に対する市場施設の使用の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 44 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>卸売業者に対する市場施設の使用の指定は、条例第 6 条の 2 の規定に基づく卸売業務の許可を受けた者に対して行う。具体的には、卸売場、生鮮食料品等の保管所及び積込所、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相互規模の施設が、市場の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置できるかどうかについて審査し、指定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

許認可等の内容	卸売業者以外の者に対する市場施設の使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 44 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>卸売業者以外の者に対する市場施設の使用の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市場の業務の適正かつ健全な運営が確保され、かつ、市場の機能に支障を生じるおそれがないと認められること。 2 生鮮食料品等の取引及び流通における諸条件の変化のもとで、市民生活の安定に資することを目的とする市場において特に必要があると認められること。 3 条例施行規則第 42 条の 3 各号に掲げる者であること。 <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			

許認可等の内容	市場施設の使用の指定又は許可（更新）		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 44 条の 2		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「卸売業者に対する市場施設の使用の指定」又は「卸売業者以外の者に対する市場施設の使用の許可」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	営業行為の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例第 58 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 2 年 6 月 21 日
審 査 基 準 営業行為の承認は、市場において特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次に掲げる場合とする。 1 市が即売会、イベント等の催しを行う場合 2 条例施行規則第 42 条の 3 第 1 号に掲げる者が条例第 44 条第 2 項の許可に基づき、市場の業務に関連する生鮮食料品等の物品の販売を行う場合			

許認可等の内容	価格の表示における符号使用の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第 28 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>価格の表示における符号使用の承認は、適正かつ効率的な取引に支障がないと認められる場合で、慣習のある場合にのみ行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 6 月 21 日</p>			